



◆NEWS◆ 旧緊急時避難準備区域および避難指示解除準備区域における
河川、水源地のモニタリング結果を公表（1月10日）

政府は1月10日、旧緊急時避難準備区域5市町村（南相馬市、田村市、川内村、広野町、楡葉町）及び避難指示解除準備区域3市村（南相馬市、田村市、川内村）の河川、水源地のモニタリング結果を公表しました。

このモニタリングは、平成23年9月に解除された緊急時避難準備区域5市町村の復旧を支援するとともに、平成24年4月の区域見直しにより新たに設定された避難指示解除準備区域3市村への帰還支援の一環として実施しています。

■調査概要

旧緊急時避難準備区域5市町村、避難指示解除準備区域3市村及びそれらの上流の河川等の水質及び底質における放射性物質等の濃度の測定を実施

■調査時期（本調査は、2ヶ月に1回の頻度で実施）

平成24年9月から11月

■調査地点

<河川23地点>

真野川：（南相馬市）落合橋、真島橋

新田川：（飯館村）草野、小宮

（南相馬市）木戸内橋、鮭川橋

太田川：（南相馬市）石渡戸橋、上ノ内橋、益田橋、JR鉄道橋、丸山橋

小高川：（南相馬市）下川原橋、善丁橋、ハツカラ橋

古道川：（田村市）高瀬川合流前（都路町古道下平）

富岡川：（川内村）鍋倉橋、境川橋

井出川：（楡葉町）本釜橋

川内川：（川内村）木戸川合流前（二股橋）

木戸川：（川内村）西山橋

（楡葉町）長瀬橋、木戸川橋

浅見川：（広野町）坊田橋

<水源地13地点>

真野ダム（飯館村、真野川水系）

岩部ダム貯水池（飯館村、新田川水系）

高の倉ダム貯水池（南相馬市、新田川水系）

横川ダム貯水池（南相馬市、太田川水系）

古道川発電所ダム（田村市、高瀬川水系（請戸川支流））

木戸ダム（楡葉町、木戸川水系）

太良谷地（南相馬市、農業用ため池）

武志谷也（南相馬市、農業用ため池）

龍ヶ迫（南相馬市、農業用ため池）

明婦迫2号（南相馬市、農業用ため池）

上繁岡第1（楡葉町、農業用ため池）

下繁岡（楡葉町、農業用ため池）

大堤（楡葉町、農業用ため池）

■調査結果

1) 水質

放射性ヨウ素は全地点で不検出※でした。

【※検出下限値は、1ベクレル/リットル】

放射性セシウムは以下のとおり。

- ・セシウム134 不検出※～2ベクレル/リットル
 - ・セシウム137 不検出※～3ベクレル/リットル
- 【※検出下限値は、1ベクレル/リットル】

2) 底質

放射性ヨウ素は全地点で不検出※でした。

【※検出下限値は、30～130ベクレル/キログラム】

放射性セシウムは以下のとおり。

- ・セシウム134 不検出※～47, 000ベクレル/キログラム(乾泥)
 - ・セシウム137 18～78, 000ベクレル/キログラム(乾泥)
- 【※検出下限値は、10ベクレル/キログラム】

3) 土壌

放射性ヨウ素は全地点で不検出※でした。

【※検出下限値は、30～59ベクレル/キログラム(乾)】

放射性セシウムは以下のとおり。

- ・セシウム134 14～15, 000ベクレル/キログラム(乾)
- ・セシウム137 24～26, 000ベクレル/キログラム(乾)

4) 調査地点の空間線量率

毎時0.10～4.77マイクロシーベルトでした。

詳しくは環境省のホームページをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16178>

◆NEWS◆ 原発事故による避難者等に対する住民意向調査(浪江町、大熊町)の実施について(1月8日)

復興庁は1月8日、原発事故による避難者等に対する住民意向調査として、浪江町、大熊町の住民を対象とした調査を各々の自治体、福島県及び復興庁の共催で行うと発表しました。

この調査の概要は以下のとおりです。

<浪江町>

- 調査対象：平成9年4月1日以降に生まれた方(高校生以上)(約18,400人)
- 調査方法：郵送によるアンケート調査
- 実施期間：平成25年1月9日(水)から1月23日(水)
- 主な調査項目
 - 現在の状況
 - ・避難先の居住形態
 - ・雇用の状況
 - 町外コミュニティに関する意向
 - ・居留意志
 - ・町外コミュニティに必要と思うもの
 - ・町外コミュニティへの希望(立地、入居単位等)
 - 今後の住まいに関する意向
 - 浪江町の復旧・復興に関する意向
 - ・復旧・復興に向けて取り組むべき事項や必要と思う事項
 - ・帰還の意思、帰還の時期・条件 など
- 結果の公表：3月中を目途に公表する予定。

<大熊町(第2回目)>

- 調査対象：全世帯主(約5,200世帯)
- 調査方法：郵送によるアンケート調査
- 実施期間：平成25年1月10日(木)から1月24日(木)
- 主な調査項目
 - 災害公営住宅への入居意向等

- ・入居意向
- ・希望する地域
- ・入居に当たって重視すること
- 現在の避難状況
 - ・震災発生当時と現在の世帯構成
 - ・現在の住宅の所有形態
- 帰還に関する意向等
 - ・帰還意向
 - ・所有する住宅の状況 など

■結果の公表：3月中を目途に公表する予定。

詳しくは復興庁のホームページをご覧ください。

http://www.reconstruction.go.jp/topics/post_26.html

 ◆NEWS◆ 特別地域内除染実施計画を策定!!大熊町の除染を進めます
 (12月28日)

環境省は放射性物質汚染対処特措法に基づき、昨年12月28日に大熊町における特別地域内除染実施計画(以下、「除染計画」)を策定しました。

除染特別地域(国が直接除染を行う警戒区域又は計画的避難区域に指定されたことがある地域)については、この策定された除染計画に従って除染を行うこととなります。

このため、昨年1月26日に、環境省は、除染特別地域の除染の進め方についての考え方を「除染特別地域における除染の方針(除染ロードマップ)」としてお示しし、これを踏まえて、除染特別地域の除染の進め方について関係市町村等の関係者と協議・調整を行ってきました。

今般、大熊町において協議・調整が整い、除染計画を策定しました。

今後、国は、計画の策定が終了した9市町村(田村市、南相馬市、檜葉町、川内村、飯舘村、川俣町、葛尾村、浪江町、大熊町)について、計画に沿って除染を進めるとともに、引き続き、その他の地域(2町:富岡町、双葉町)についての協議・調整を進めてまいります。

(「特別地域内除染実施計画」の概要)

各市町村の除染計画の期間は平成24年度から2年間又は1年間とし、主に以下の内容を記載。

- 1) 除染等の実施に関する方針
 - ・人の健康の保護の観点から必要である地域を優先
- 2) 除染計画の目標

特措法に基づく「基本方針」に定める目標を踏まえ、さらに、

 - ・学校再開前に学校等の線量を毎時1マイクロシーベルト未満
 - ・営農再開に配慮
- 3) 除染計画の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項
 - ・除染対象地域とスケジュール
 - ・除染方法
- 4) その他
 - ・広域インフラの除染
 - ・除染計画の見直し

詳しくは、環境省のホームページをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16159>

<除染の計画について>

http://josen.env.go.jp/progress/tokubetsuchiiki/tokubetsuchiiki_plan.html

=====
 ★☆「ふれあいニューズレター」バックナンバーのご案内☆☆

http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html#info_fureai_letter
 =====

[発行：政府原子力被災者生活支援チーム]